

公布された条例のあらまし

◇奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県個人情報保護条例の一部改正

1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととした。

2 実施機関が奈良県個人情報保護審議会に諮問しなければならない対象の追加

実施機関が奈良県個人情報保護審議会に諮問しなければならない対象に開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求を追加することとした。

3 提出資料の写しの送付等

(1) 奈良県個人情報保護審議会は、条例の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする事とした。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでないこととした。

(2) 奈良県個人情報保護審議会は、条例の規定による意見書又は資料の送付をし、又は閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならないこととした。ただし、奈良県個人情報保護審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県情報公開条例の一部改正

1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととした。

2 実施機関が奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない対象の追加等

(1) 実施機関が奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない対象に開示請求に係る不作為についての審査請求を追加することとした。

(2) 奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない実施機関に議会を加えることとした。

3 提出資料の写しの送付等

(1) 奈良県情報公開審査会は、条例の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとした。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでないこととした。

(2) 奈良県情報公開審査会は、条例の規定による意見書又は資料の送付をし、又は閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならないこととした。ただし、奈良県情報公開審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県行政手続条例の一部改正

1 条例の適用除外の対象となる処分及び行政指導の追加
行政不服審査法の改正に伴い、条例の適用除外の対象に再調査の請求に対する行政庁の決定の手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導を加えることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第四 施行期日等

1 平成二十八年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) 文化資源活用補助金選定審査会を設置し、文化資源活用補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
- (2) 奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会を設置し、奈良県文化芸術振興奨学生を選考に関する事項についての審議に関する事務を担当させることとした。
- (3) 奈良県立社会体育施設ネーミングライツ選定審査会を設置し、奈良県立社会体育施設のネーミングライツに関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- (4) 飛鳥宮跡活用検討委員会を設置し、飛鳥宮跡活用構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させることとした。
- (5) 奈良県文化財保存活用認定会議を設置し、保存及び活用の必要性等のある県内の文化財の認定に関する事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) Living Science最適展開支援事業補助金選定審査会
- (2) 奈良県商業活性化協働推進事業審査委員会
- 3 奈良県トレーニングセンター構想検討委員会の名称等の変更
知事の附属機関である奈良県トレーニングセンター構想検討委員会の名称を「奈良県スポーツアカデミー検討委員会」に、担任する事項を奈良県トレーニングセンター構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務から奈良県スポーツアカデミーの整備及びスポーツ医科学の研究に関する重要事項についての調査審議に関する事務に変更することとした。

4 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、1の(4)については、規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

1 奈良県職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

知事の事務部局の職員

県立病院の職員 二四二人 ↓ 〇人

教育委員会の事務部局の職員 二二七人 ↓ 二一七人

2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員 七、三七一人 ↓ 七、三二八人

3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校 二、〇四八人 ↓ 二、〇三四人

特別支援学校 一、〇七〇人 ↓ 一、一一四人

4 奈良県警察職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

警察官 二、四六〇人 ↓ 二、四七一人

5 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

1 降給の種類

降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること）をいう。以下同じ。）とすることとした。

2 降格の事由

任命権者は、職員が降任された場合のほか、次のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、イにより職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。以下同じ。

ア 職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場

合を除く。)

(7) 当該職員的能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合(3において「定期評価の全体評価が最下位の段階である場合」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(4) 任命権者が指定する医師二名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなきとき。

(ウ) その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。(7)及び(4)に掲げる場合を除く。)

イ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

3 降号の事由

任命権者は、職員の定期評価の全体評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとしたこととした。

4 心身の故障による降格の手続

任命権者が二名以上の医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならぬ場合に、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないときにおける降格の場合を加えることとした。

5 降号の手続

降号は、当該職員が現に受けている給与の額に相当する号給の下位二号給（当該職員が降号した日の前日に受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、下位一号給）において行うものとする」とした。

6 受診命令に従う義務

職員は、条例に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない」とした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十七年度

十二月期 一・六二五五分 ↓ 一・六七五分分

(2) 平成二十八年度以降

六月期 一・四七五五分 ↓ 一・五〇月分

十二月期 一・六七五五分 ↓ 一・六五五分

第二 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十七年度

十二月期 一・六二五五分 ↓ 一・六七五分分

(2) 平成二十八年度以降

六月期 一・四七五五分 ↓ 一・五〇月分

十二月期 一・六七五五分 ↓ 一・六五五分

第三 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十七年 度

十二月期 一・六二五五分 ↓ 一・六七五五分

(2) 平成二十八年度以降

六月期 一・四七五五分 ↓ 一・五〇月分

十二月期 一・六七五五分 ↓ 一・六五五分

第四 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十七年 度

十二月期 一・六二五五分 ↓ 一・六七五五分

(2) 平成二十八年度以降

六月期 一・四七五五分 ↓ 一・五〇月分

十二月期 一・六七五五分 ↓ 一・六五五分

第五 施行期日等

1 平成二十八年三月三十一日から施行することとした。ただし、第一の(2)、

第二の(2)、第三の(2)及び第四の(2)は、同年四月一日から施行することとした。

2 第一の(1)、第二の(1)、第三の(1)及び第四の(1)は、平成二十七年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改正することとした。

2 病院事業の廃止に伴う規定の整備

病院事業の廃止に伴い、教育職給料表(四)を削除するとともに、医療職給料表の一部について所要の規定の整備を行うこととした。

3 等級別基準職務表の制定

職員の職務を給料表の職務の級に分類する際の基準となる職務の内容を示すものとして等級別基準職務表を定めることとした。

4 職員の昇給

- (1) 職員の昇給に反映する勤務成績の期間を改めることとした。
- (2) 五十五歳を超える職員の昇給は、(1)の期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。こととした。

5 諸手当の改定

初任給調整手当の額及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)適用の職員

月額 四一二、二〇〇円 ↓ 四一三、三〇〇円

イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員

月額 五〇、三〇〇円 ↓ 五〇、五〇〇円

ウ 獣医師の職員を対象とし、月額三万円を超えない範囲で支給することとした。

(2) 勤勉手当(平成二十七年度)

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・七五月分 ↓ ○・八五月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 ○・九五月分 ↓ 一・〇五月分

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・三五月分 ↓ ○・四〇月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 ○・四五月分 ↓ ○・五〇月分

(3) 勤勉手当(平成二十八年度以降)

ア 勤勉手当の支給を職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて行うこととする。こととした。

イ 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月份 ○・七五五分 ↓ ○・八〇月分
十二月份 ○・八五五分 ↓ ○・八〇月分

(イ) 特定幹部職員

六月份 ○・九五五分 ↓ 一・〇〇月分
十二月份 一・〇五五分 ↓ 一・〇〇月分

ウ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月份 ○・三五五分 ↓ ○・三七五五分
十二月份 ○・四〇月分 ↓ ○・三七五五分

(イ) 特定幹部職員

六月份 ○・四五五分 ↓ ○・四七五五分
十二月份 ○・五〇月分 ↓ ○・四七五五分

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定等

(1) 給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改正することとした。

(2) 任命権者は、特定任期付職員の号給について、職務の区分に応じて一号給から七号給までに決定するものとするものとした。

2 期末手当（平成二十七年度）

十二月份 一・五五五分 ↓ 一・六〇月分

3 期末手当（平成二十八年度以降）

六月份 一・五五五分 ↓ 一・五七五五分
十二月份 一・六〇月分 ↓ 一・五七五五分

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定等

(1) 給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改正することとした。

(2) 任命権者は、第一号任期付研究員の号給について、職務の区分に応じて一号給から六号給までに決定するものとする事とした。

(3) 任命権者は、第二号任期付研究員の号給について、職務の区分に応じて一号給から四号給までに決定するものとする事とした。

2 期末手当（平成二十七年度）

十二月期 一・五五五分 ↓ 一・六〇月分

3 期末手当（平成二十八年度以降）

六月期 一・五五五分 ↓ 一・五七五五分

十二月期 一・六〇月分 ↓ 一・五七五五分

第四 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

勤勉手当の支給を職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて行うこととする事とした。

第五 施行期日等

1 平成二十八年三月三十一日から施行することとした。ただし、第一の2から4まで並びに5の(1)のウ及び(3)並びに6並びに第二の1の(2)及び3並びに第三の1の(2)及び(3)並びに3並びに第四並びに4については、平成二十八年四月一日から施行することとした。

2 第一の1並びに5の(1)のア及びイ並びに第二の1の(1)並びに第三の1の(1)については平成二十七年四月一日から、第一の5の(2)、第二の2及び第三の2については同年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

4 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 他の法令による給付との調整に係る率の変更

地方公務員災害補償法施行令の改正に準じ、障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）による年金

たる給付が支給される場合における傷病補償年金又は休業補償の調整に係る率を、〇・八八（現行〇・八六）に変更することとした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇県吏員職員退隠料条例の一部を改正する条例

1 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときの普通退隠料及び増加退隠料の支給

普通退隠料及び増加退隠料の受給者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部の執行猶予を受けたときは、その刑の一部の執行猶予中は普通退隠料及び増加退隠料を支給することとした。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときの扶助料の支給

扶助料の受給者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑の一部の執行猶予中は扶助料を支給することとした。

3 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

- ア 通訳案内士登録申請手数料等の廃止
- イ 地域登録検査機関登録申請手数料等の新設
- ウ 家畜注射手数料の新設
- エ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の新設
- オ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の改定
- カ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の新設
- キ 介護支援専門員実務研修手数料等の改定

(2) 奈良県農業大学条例の一部改正関係

奈良県農業大学が行う短期の研修に係る受講料の新設等

(3) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係

平城京歴史館の使用料の廃止

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
3 施行期日等

(1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

1の(3) 平成二十八年七月一日

1の(1)のキの一部 規則で定める日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 法人県民税関係

法人税割の現行税率が適用される事業年度を平成三十三年三月三十一日まで
に終了する事業年度分まで延長することとした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例

1 県民税の均等割の税率の特例

(1) 個人の県民税の特例の適用期限を平成三十二年度分まで延長することとし

た。

- (2) 法人の県民税の特例の適用期限を平成三十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度分まで延長することとした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例

1 使用の承認

- (1) 奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）の4の(1)に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならないこととした。

- (2) 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができることとした。

ア 交流館の設置目的に違反するとき。

イ 公益を害するおそれがあるとき。

ウ 交流館の施設を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

オ 交流館の管理上支障があるとき。

- (3) 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができることとした。

2 使用の承認の取消し等

知事は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができることとした。

ア この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

イ 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。

ウ 使用の承認の条件に違反したとき。

エ 1の(2)のオからオまでのいずれかに該当することとなったとき。

オ 公益上特に必要があるとき。

3 損害賠償

- (1) 交流館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬこととした。
- (2) 知事は、(1)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができることとした。

4 使用料

- (1) 使用の承認を受けた者は、次に定める額の使用料を、規則で定めるところにより、納めなければならないこととした。

和室八畳				和室六畳			洋室ツイン			施設	使用料（一室一泊につき）	備考								
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	一〇、八〇〇円			九、八〇〇円	七、四〇〇円	四、七〇〇円	九、一〇〇円	六、九〇〇円	四、二〇〇円	一一、一〇〇円	八、四〇〇円

和室十畳				
一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合
六、二〇〇円	九、九〇〇円	一二、六〇〇円	一四、八〇〇円	一六、〇〇〇円

(2) 知事は、特別の理由があると認めるときは、(1)の使用料の全部又は一部を免除することができることとした。

(3) 既納の使用料は、還付しないこととした。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日
規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業者が援助等を行う対象の追加

学校教育法の改正に伴い、児童発達支援センターである児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者が相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない対象に、障害児が通い、在学し、又は在籍する義務教育学校の前期課程を加えることとした。

2 指定通所介護事業所に関する特例の対象の変更

指定地域密着型通所介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定地域

密着型通所介護を提供する場合において、当該指定地域密着型通所介護を基準
該当児童発達支援と、当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所
介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする」とした。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件の変更

構造改革特別区域計画の認定を受けていない地域においても、指定小規模多
機能型居宅介護事業者が自立訓練とみなされる通いサービスを提供できること
となったことに伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要
件における登録定員、通いサービスの利用定員及び通いサービスの利用者数に、
基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされ
る通いサービスを利用する障害者等の数を加えることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例の一部を改正する条例

1 基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（
生活訓練）の基準の変更

基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（
生活訓練）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき事業者の基準に、指
定地域密着型通所介護事業者であって、地域において生活介護等が提供されて
いないこと等により生活介護等を受けることが困難な障害者に対して指定地域
密着型通所介護を提供するものを加えることとした。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件等の変更

構造改革特別区域計画の認定を受けていない地域においても、指定小規模多
機能型居宅介護事業者が自立訓練とみなされる通いサービスを提供できること
となったことに伴い、次に掲げる要件等の変更を行うこととした。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスを基準該当
生活介護とみなす指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件
における登録定員、通いサービスの利用定員及び通いサービスの利用者数に、

基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを利用する障害者等の数を加えること。

(2) 基準該当短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が満たすべき基準に、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを利用するために登録を受けた障害者等に対して宿泊サービスを提供する事業者であることを加えること。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例

(1) 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなすこととした。

この場合において、基準該当自立訓練（機能訓練）の基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しないこととした。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と3の(1)により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例の規定により基準該当生活訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例において準用する指定通所支援基準等条例の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下3の(1)において同じ。）を二十八人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と

3の(1)により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例において準用する指定通所支援基準等条例の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下イにおいて同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を中心に發揮しうる適当な広さを有すること。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに3の(1)により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例において準用する指定通所支援基準等条例の規定により基準該当放

課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準に規定する基準を満たしていること。

オ 3の(1)により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなすこととした。

この場合において、基準該当自立訓練（生活訓練）の基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しないこととした。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と3の(2)により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例において準用する指定通所支援基準等条例の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下3の(2)において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と

3の(2)により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例において準用する指定通所支援基準等条例の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下イにおいて同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに3の(2)により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例において準用する指定通所支援基準等条例の規定により基準該当放

課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準に規定する基準を満たしていること。

オ 3の(2)により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 地域密着型特別養護老人ホームに併設される事業所に置かないことができる従業者の配置の基準の変更

地域密着型特別養護老人ホームに併設される事業所で利用者の処遇が適切に行われると認められるときに従業者を置かないことができる事業所に指定地域密着型通所介護事業所を加えることとした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 小規模な通所介護事業者の指定の市町村への移行

定員十八名以下の通所介護が地域密着型通所介護として市町村が事業者の指定を行う地域密着型サービスに移行することに伴い、次に掲げる事項に係る規定を削除することとした。

(1) 定員十名以下の場合における人員配置基準の緩和

(2) 定員九名以下の通所介護である指定療養通所介護の事業の基準

2 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業を行う

事業所と併設しなければならない施設の追加

基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業を行う事業所と併設しなければならない施設に、指定地域密着型通所介護事業所を加えることとした。

3 受託居宅サービス事業者への委託

(1) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類に、指定地域密着型通所介護を加えることとした。

(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって業務を委託する契約を締結する事業者に、指定地域密着型通所介護の事業を提供する事業者を加えることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 受託介護予防サービス事業者への委託

(1) 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類に、指定地域密着型通所介護を加えることとした。

(2) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって業務を委託する契約を締結する事業者に、指定地域密着型通所介護の事業を提供する事業者を加えることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するも

のとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 介護予防通所介護事業者に係る人員及び設備に関する基準の変更
指定介護予防通所介護事業者が、指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護と地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においても、介護予防通所介護及び地域密着型通所介護の人員及び設備に関する基準を一体的に判断するものとする」とした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 財政安定化基金拠出率の改定

財政安定化基金拠出金に係る条例で定める割合は、十万分の四十一（現行十万分の四十四）とすることとした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十九年六月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 保育室等を四階以上に設ける保育所の建物に係る要件の変更

建築基準法施行令の改正に伴い、保育室等を四階以上に設ける保育所が避難用の施設又は設備として同令に規定する構造の屋内階段を設ける場合について、

保育所の建物の要件に係る規定の整備を行うこととした。

2 職員等の資格に係る規定の整備

学校教育法の改正に伴い、新たな学校の種類である義務教育学校について、職員等の資格に係る規定の整備を行うこととした。

3 保育所の職員配置に係る特例

(1) 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（児童福祉法（以下「法」という。）に規定する家庭的保育事業等をいう。）が不足している事情に鑑み、当分の間、条例の規定を適用しないことができることとした。この場合において、必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならないこととした。

(2) (1)の事情に鑑み、当分の間、条例に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができることとした。

(3) (1)の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができることとした。

(4) (2)及び(3)を適用するときは、保育士（法の登録を受けた者をいい、条例又は(2)及び(3)により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（(2)及び(3)の適用がないとした場合の条例の規定により算定されるものいう。）の三分の二以上、置かなければならないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- (1) 2及び3 平成二十八年四月一日
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 平成二十八年六月一日

◇奈良県医療施設耐震化促進基金条例の一部を改正する条例

- 1 基金を処分できる場合の追加
基金を処分できる場合に、国からその財源に充てるために交付金の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるときを追加することとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県消費生活センター条例の一部を改正する条例

- 1 職員等
奈良県消費生活センター（以下「センター」という。）に、センターの長、センターの事務を行うために必要な職員及び消費生活相談員（消費者安全法（以下「法」という。）に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者をいう。）（以下「職員等」という。）を置くこととした。
- 2 職員等の資質の向上
センターは、職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬこととした。
- 3 情報の適切な管理
センターは、法に規定する事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬこととした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 製造の事業の用に供する生産施設等に係る県税の不均一課税
一定の要件に該当する製造の事業の用に供する生産施設又は製造の事業に関する研究施設を設置した法人について課する事業税の税率の特例措置の適用期限を、平成三十三年三月三十一日まで五年延長することとした。
- 2 旅館業の用に供する宿泊施設に係る県税の不均一課税
一定の要件に該当する旅館業の用に供する宿泊施設を設置した者について課する事業税の税率の特例措置及び不動産取得税の税額の減額措置の適用期限を、平成三十三年三月三十一日まで五年延長することとした。
- 3 施行期日
平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例

- 1 禁止行為
何人も、砂防設備を損壊する行為をしてはならないこととした。
- 2 土地所有者の努力義務
砂防指定地内の土地の所有者は、その所有する土地において、県が実施する砂防指定地の管理に関する取組に協力するよう努めなければならないこととした。
- 3 罰則
次のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。
 - ア 条例の規定に違反して砂防設備を損壊した者
 - イ 条例の規定に違反して条例に掲げる行為をした者
 - ウ 条例の規定に違反して砂防設備を占用した者
 - エ 条例の規定に違反して条例の規定による許可を受けた事項について変更した者

- オ 条例の規定により付された条件に違反した者
- カ 条例の規定による命令に違反した者
- キ 偽りその他不正な手段により条例の規定による許可を受けた者
- 4 施行期日等

- (1) 平成二十八年七月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県建築審査会条例の一部を改正する条例

1 委員の任期

- (1) 委員の任期は、二年とすることとした。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
- (2) 委員は、再任されることができるとした。
- (3) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。こととした。
- 2 施行期日等

- (1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 条例の適用除外の対象となる階避難安全性を有する建築物の階の変更
- 条例の適用除外の対象となる階避難安全性を有する建築物の階を、階避難安全検証法により確かめられた主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物若しくは特定避難時間倒壊等防止建築物の階又は建築基準法施行令の認定を受けた建築物の階とすることとした。

- 2 条例の適用除外の対象となる全館避難安全性を有する建築物の変更
- 条例の適用除外の対象となる全館避難安全性を有する建築物を、全館避難安全検証法により確かめられた主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物若しくは特定避難時間倒壊等防止建築物又は建築基準法施行令の認定を受けた建築物とすることとした。

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成二十八年六月一日から施行することとした。

◇奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例（平成二十一年十月奈良県条例第二十一号）は、廃止することとした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例

1 趣旨

この条例は、行政不服審査法（以下「法」という。）の規定に基づき、法の規定による書面又は書類の写し等の交付を受ける審査請求人又は参加人が納付しなければならない手数料に関し必要な事項を定めるものとするものとした。

2 手数料の額

法の規定により納付しなければならない手数料（3において「手数料」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とするものとした。

ア 法の規定による書面又は書類の写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 複写機により用紙に単色刷りで複写したものの交付 一枚につき十円

(イ) 複写機により用紙に多色刷りで複写したものの交付 一枚につき五十円

イ 法の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 用紙に単色刷りで出力したものの交付 一枚につき十円

(イ) 用紙に多色刷りで出力したものの交付 一枚につき五十円

3 手数料の減免等

(1) 審理員は、法の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又

は免除することができるとした。

(2) 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審理員が必要と認める書類を添付して審理員に提出しなければならぬこととした。

(3) 審査庁が法に掲げる機関である場合又は特別の定めがある場合においては、(1)及び(2)の適用については、(1)及び(2)中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとすることとした。

4 再審査請求への準用

2 及び 3 (3)を除く。)は、再審査請求について準用する。この場合において、3の(1)及び(2)中「審理員」とあるのは、「審理員又は法において準用する法に掲げる機関である再審査庁」と読み替えるものとすることとした。

5 法の規定を準用する他の法律の規定による手数料への準用

2 及び 3 (3)を除く。)は、他の法律において準用する法の規定による手数料の額及び手数料の減免について条例で定めることとされる場合に準用することとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

7 施行期日

この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県行政不服審査会条例

1 趣旨

この条例は、行政不服審査法（以下「法」という。）の規定に基づく附属機関たる奈良県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 組織

(1) 審査会は、委員六人以内をもって組織することとした。

(2) 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、

かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命することとした。

3 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
- (2) 委員は、再任されることができるとした。
- (3) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。とした。
- (4) 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。とした。

4 委員の服務

- (1) 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。とした。
- その職を退いた後も同様とする。とした。
- (2) 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。とした。

5 会長

- (1) 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任することとした。
- (2) 会長は、会務を総理し、審査会を代表することとした。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとした。

6 会議

- (1) 審査会の会議は、会長が招集することとした。
- (2) 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。とした。
- (3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。とした。
- (4) 委員又は7の(1)の専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。とした。

7 専門委員

(1) 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとした。

(2) 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命することとした。

(3) 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする事とした。

(4) 4の(1)は、専門委員について準用することとした。

8 部会

(1) 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。

(2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名することとした。

(3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任することとした。

(4) 部会長は、当該部会の事務を掌理することとした。

(5) 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。

(6) 審査会は、その定めるところにより、部会に審査請求に係る事件について調査審議をさせ、当該部会の議決をもって審査会の議決とすることができることとした。

(7) 6は、部会の会議について準用することとした。

9 調査審議の手續の併合又は分離

(1) 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができることとした。

(2) 審査会は、(1)により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審理関係人にその旨を通知しなければならないこととした。

10 提出資料の写し等の交付に係る手数料

法の規定により納付しなければならない手数料（11において「手数料」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする事とした。
ア 法の規定による主張書面又は資料の写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 複写機により用紙に単色刷りで複写したものの交付 一枚につき十円

(イ) 複写機により用紙に多色刷りで複写したものの交付 一枚につき五十円

イ 法の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 用紙に単色刷りで出力したものの交付 一枚につき十円

(イ) 用紙に多色刷りで出力したものの交付 一枚につき五十円

11 手数料の減免

(1) 審査会は、法の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとした。

(2) 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審査会が必要と認める書類を添付して審査会に提出しなければならぬこととした。

12 庶務

審査会の庶務は、総務部において処理することとした。

13 その他

この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。

14 罰則

4の(1)に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

15 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

1 規定の整備

次に掲げる条例について、義務教育学校に係る規定の整備を行うこととした。

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例

(2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

- (3) 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例
 - (4) 奈良県職業訓練の基準等に関する条例
 - (5) 奈良県少年補導に関する条例
 - (6) 奈良県暴力団排除条例
- 2 施行期日
平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県文化芸術振興奨学金基金条例

- 1 積立て
基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 2 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 3 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。
- 4 処分
基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。
- 5 繰替運用
基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 6 その他
この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。
- 7 施行期日
平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県国民健康保険財政安定化基金条例

- 1 積立て
基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 2 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 3 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。
- 4 処分
基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。
- 5 繰替運用
基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 6 その他
この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。
- 7 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 奈良県病院事業の廃止に伴う条例の廃止
奈良県病院事業の廃止に伴い、次の条例を廃止することとした。
 - (1) 奈良県病院事業の設置等に関する条例
 - (2) 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例
- 2 奈良県病院事業の廃止に伴う条例の一部改正
奈良県病院事業の廃止に伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。
 - (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例

- (2) 奈良県特別会計設置条例
 - (3) 奈良県立学校における授業料等に関する条例
 - (4) 奈良県立医科大学、医療センター及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例
- 3 施行期日等
 - (1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県犯罪被害者等支援条例

1 目的

この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の被害の早期の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

イ 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

ウ 民間支援団体 犯罪被害者等を支援することを目的とする民間の団体をいう。

3 基本理念

犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。

ア 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

イ 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害及び当該犯罪等の後に受けた被

害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関の相互の連携及び協力の下、適切に講ぜられること。

ウ 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができずまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かで途切れることなく提供されること。

4 県の責務

(1) 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

(2) 県は、(1)の施策を実施するに当たっては、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と相互に連携を図るものとした。

5 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならないこととした。

6 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、その事業活動に関し犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならないこととした。

7 民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等の支援を推進するよう努めなければならないこととした。

8 連携体制の整備

県は、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進する体制を整備するものとした。

9 基本計画

- (1) 県は、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めることとした。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとするものとした。
 - ア 犯罪被害者等の支援のための施策の大綱
 - イ アに掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 県は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者、民間支援団体及び犯罪被害者等の意見を聴かなければならないこととした。
- (4) 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならないこととした。
- (5) (3)及び(4)の規定は、基本計画の変更について準用することとした。

10 財政上の措置

県は、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとするものとした。

11 実施状況の公表

県は、毎年度一回、基本計画に基づき県が講じた施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとするものとした。

12 相談及び情報の提供等

県は、犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等の必要な施策を講ずるものとするものとした。

13 経済的な助成に関する情報の提供等

県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行う等の必要な施策を講ずるものとするものとした。

14 心身に受けた影響からの回復

15 安全の確保
県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、個々の被害の状況に鑑み、その心身の状況等に応じたカウンセリングその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるような必要な施策を講ずるものとする事とした。

16 居住の安定
県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いを確保する等の必要な施策を講ずるものとする事とした。

17 雇用の安定
県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行う等の必要な施策を講ずるものとする事とした。

18 広報及び啓発
県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行う等の必要な施策を講ずるものとする事とした。

19 民間支援団体に対する援助
県は、民間支援団体の活動を促進するため、22の調査研究の成果その他の情報の提供を行う等の必要な施策を講ずるものとする事とした。

20 日常生活の支援
県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児等に係る支援を行う等の必要な施策を講ずるものとする事とした。

21 人材の育成
県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害

者等の支援を担う人材を育成する等の必要な施策を講ずるものとした。

22 調査研究

県は、犯罪被害者等の支援のための施策を行うため、犯罪被害者等の支援に関する情報を収集する等の必要な調査研究を行うものとするものとした。

23 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県立飛鳥京跡苑池条例

1 設置

周辺地域の歴史的風土と調和した飛鳥時代の歴史的文化的遺産に親しむ場を提供し、もって県民の文化の振興を図るため、奈良県立飛鳥京跡苑池（以下「苑池」という。）を高市郡明日香村に設置することとした。

2 損害賠償

(1) 苑池の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬこととした。

(2) 知事は、(1)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができることとした。

3 その他

苑池の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとした。

4 施行期日

規則で定める日から施行することとした。